

令和8年度

志摩のり人工採苗施設解体工事

(A 2 から A 3 への70.7%縮小版)

解体工事特記仕様書

I. 工事名称	令和8年度 志摩のり人工採苗施設解体工事
II. 工事概要	
1 工事場所	志摩市 志摩町 地内
2 工事内容	
棟名称	志摩のり人工採苗施設
構造	鉄骨造
建築面積	328.8㎡
延べ面積	328.8㎡
工事項目	解体工事(ただし、土間コンクリートより下部は残置する)

III. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定(令和7年7月一部改定)）」及び「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版）」（以下、「解共仕」という。）による。

2 特記仕様

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○の付いたものを適用する。
- 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																	
一般 共通 事項	① 適用基準等	産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき適正に処理すること。																	
	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	<p>○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備・内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材・上部構造部分</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ○ (水中ポンプ)</p> <p>現場において再利用を図るもの ・ 有 ()</p> <p>特別管理産業廃棄物 ○ 有(外壁・壁アスベスト含有スレート) 処理方法 (5章による)</p> <p>木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50Kmを超える場合等に限る)</p> <p>再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ ()</p> <p>再資源化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ○ 金属類 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
	③ コブリス・プラスへの登録	建設リサイクル法対象の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて監督職員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をすみやかに作成し、監督職員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「コブリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。																	

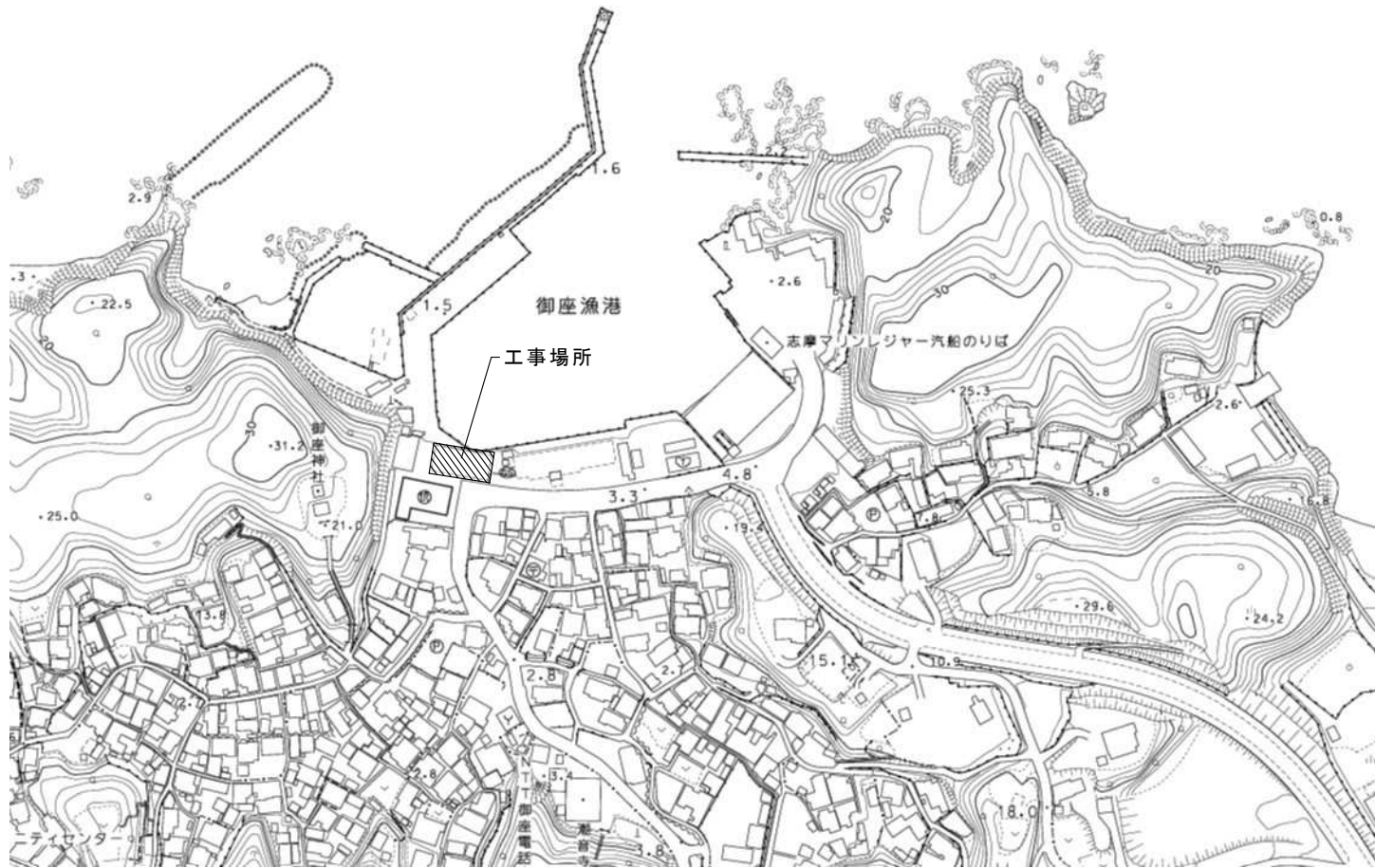
④ 三重県 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 配置する
⑥ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては積極的に活用すること
⑦ 疑義	設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示を受けてから施工すること。
⑧ 施工条件 (1.3.5)	<p>・ 監督職員と協議し決定する。</p> <p>施工可能日 ○ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり</p> <p>施工可能時間帯 ○ 指定なし ・ 時 ~ 時</p> <p>部位別の施工順序 ○ 指定なし ・ ()</p> <p>工事車両の駐車場 ・ 指定なし ○ 図示（図面番号：A-06）</p> <p>資機材置場 ・ 指定なし ○ 図示（図面番号：A-06）</p>
⑨ 施工数量調査 (1.5.2)	<p>調査範囲 ○ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）</p> <p>調査方法 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）</p>
10 部分引渡し、 部分使用	<p>・ 部分引渡しあり ・ 部分使用あり</p> <p>指定部分 ()</p> <p>時期 (年 月 日 ~)</p>
⑪ 猛暑への対策	<p>・ 本工事は工期に猛暑による作業不能日数を見込んでいる。</p> <p>1) 作業不能日数は、環境省が公表する観測地点における WBGT 値（気温・湿度・日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものを。</p> <p>2) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する観測地点等における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>・ 本工事は、夏休み等の夏季の一定期間に現場施工の一部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現場作業の安全に配慮し、工事を行うこと。</p>
12 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査に協力すること。 ・ 試掘調査の実施あり（発見された場合、発掘調査等の実施あり） ・ 発掘調査等の実施あり
⑬ 官公庁手続	工事に必要な手続は受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。
⑭ 危険災害の防止	<p>1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督職員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督職員に報告する。</p> <p>2) 重機搬出時、発生材搬出時、仮設材搬出時には、交通整理のための誘導員を配置すること。</p>
⑮ 騒音・振動の防止	重機は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
⑯ 工事進入路	重機搬出、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督職員の承認を得ること。また、工事現場から搬出する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。

⑰ 損傷を与えた 場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督職員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。
⑱ 工事写真 (1.2.3)	<p>1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。</p> <p>2) 工事中：営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和5年版)）に従い撮影するほか、監督職員との協議による。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。</p>
⑲ 完成写真	<p>1) デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚)</p> <p>2) 全景写真のほか、監督職員の指示による。</p>
⑳ 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督職員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督職員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>
㉑ 不当介入を受け た場合の措置	<p>暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について</p> <p>(1) 受注者は、暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
㉒ 主任技術者又は 監理技術者	<p>1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。</p> <p>2) 専任を要しない期間 (1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>(2) 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p>
㉓ 工事の一時中止	<p>工事の一時中止の取り扱いについては「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」による。</p> <p>志摩市建設工事契約書（以下、「契約書」という。）第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>
㉔ 地下埋設物の 確認	中間検査又は完成検査において、地下埋設物の確認を受けること。 確認時期は、監督職員と協議し決定する。
㉕ 社会保険等 未加入対策	<p>適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p>
㉖ 現場での安全 確保（自主施工 の原則）	<p>受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督職員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じうえて、工事を実施すること。</p>

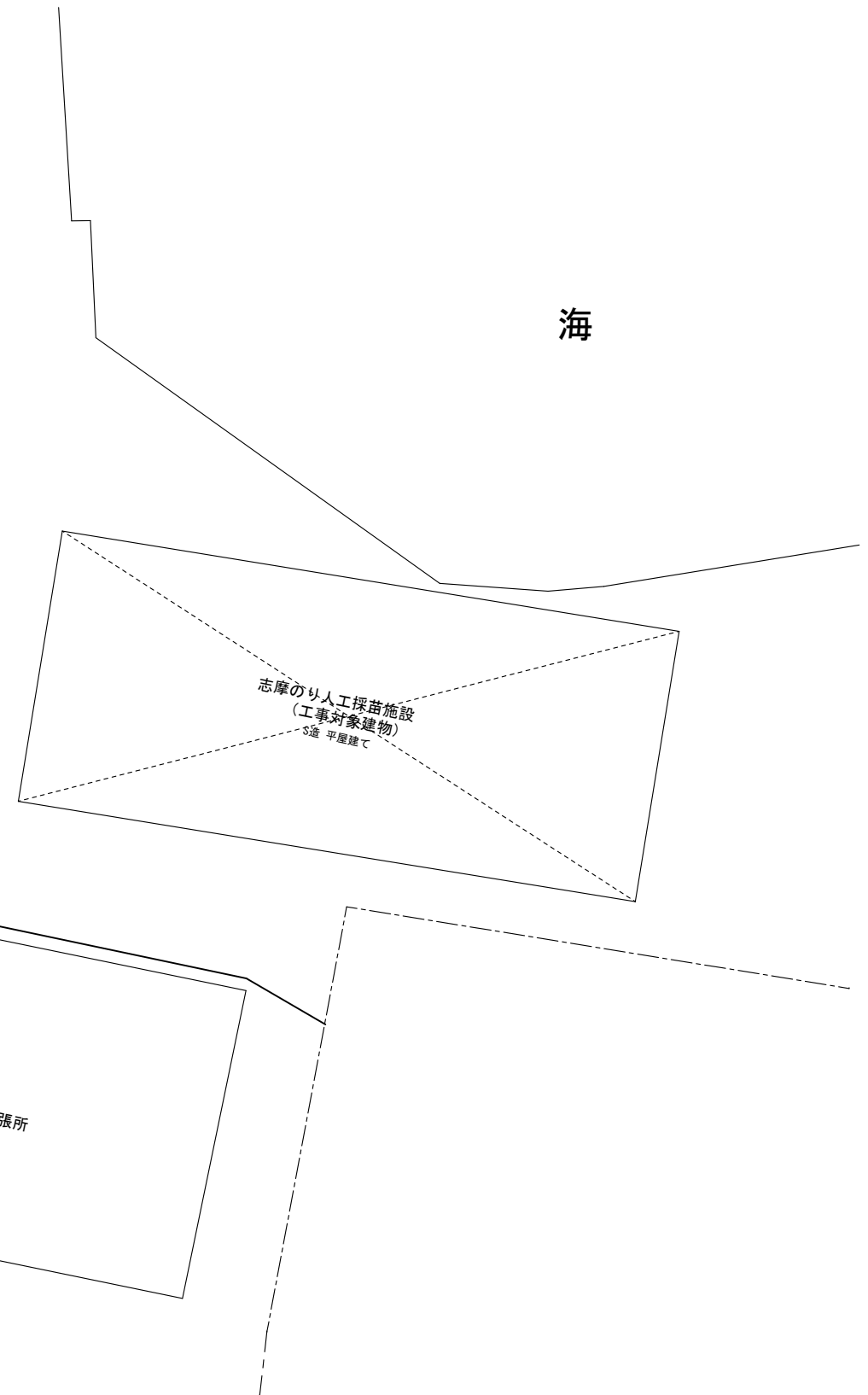
章	項目	特記事項	
仮設工事	1 仮設トイレ 2 仮囲い	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない 位置 ○ 図示 (図面番号: A-06) ・ その他 () 仕様 ・ 図示 (図面番号:) ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ○ その他 3 監督員事務所 (2.3.1) ・ 設置する。 3段フェンスH=1,800 監督員事務所の規模 (単位: m) 適用 規模 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 監督員事務所の仕上げ 部位等 仕上げ 床 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り 屋根 塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り 備品等の設置 種類 ○ 机、いす ○ 書棚 ○ ホワイトボード ○ 長靴 ○ 雨合羽 ○ 保護帽 ○ 衣類ロッカー ○ 冷暖房機器 ○ インターネット ・ () ・ () ・ () 数量については、監督員との協議による。	
	4 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 取出位置・図示 (図面番号:) 隣接する漁協水道を協議の上使用してもよい	
	5 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、 工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。 ・ 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート ○ 養生シート 適用範囲、高さ等 図示 (図面番号:) ・ 設けない	
	6 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	鋼矢板等の抜き後の処理 ・ 砂充填 ()	
	7 山留めの撤去	・ 工事用進入路の養生として、鉄板(t=22)を敷き、養生を行うこと。 位置 ・ 図示 (図面番号:)	
	8 仮設鉄板敷	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」によるものとし、 足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2(1)の手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規程により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。	
	9 散水養生		
	10 足場等		

3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない							
	2 オイルタンク、サービスタンク配管内等 (3.2.1)	廃油の回収、洗浄等 ・ 行う ・ 行わない							
	3 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ ()) ・ 破砕 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:)							
4 さく、照明設備等 (3.10.1)	さく、照明設備等の付属物の解体 ・ 図示 (図面番号:)								
5 樹木等 (3.11.1)	樹木の伐採根根及び移植 ・ 図示 (図面番号:)								
6 地下埋設物及び埋設配管 (3.12.1)	地下埋設物及び埋設配管の解体 ・ 図示 (図面番号:)								
7 解体撤去後の整地 (3.13.1)	・ 砕石(C-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン(RC-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。								
4 建設廃棄物の処理	1 再資源化等 (4.4.1)	中間処理施設 ・ 図示 (図面番号:) 再資源化施設 ・ 図示 (図面番号:)							
	2 最終処分 (4.4.3)	最終処分する廃棄物 ・ () 最終処分場 ・ ()							
	3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ CCA処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ひま、カドミウム含有石膏ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 上記以外の石膏ボード</td> <td>・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 再資源化</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	処理方法	・ CCA処理木材		・ ひま、カドミウム含有石膏ボード		・ 上記以外の石膏ボード
建設廃棄物の種類	処理方法								
・ CCA処理木材									
・ ひま、カドミウム含有石膏ボード									
・ 上記以外の石膏ボード	・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 再資源化								
4 水銀使用製品産業廃棄物	・ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ () 「水銀廃棄物ガイドライン」(第4版)(令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。								
5 水銀含有ばいじん等	・ 燃え殻 ・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」(第4版)(令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。								
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工計画調査 (5.1.2)	○ 特別管理産業廃棄物の分析調査 調査範囲 志摩のり人工採苗施設							
	2 PCBを含む機器類 (5.4.1)	・ 微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ PCB含有シーリング材の撤去 ・ 行う							
	3 廃油、廃酸、廃アルカリの処理の有無 (5.4.1)	・ 廃油 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示 (図面番号:)							
	4 ダイオキシン類 (5.4.1)	・ サンプリング調査 調査範囲 図示 (図面番号:) 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:)							
	5 水銀を含む特別管理産業廃棄物	・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」(第4版)(令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。							

6 石綿含有建材の除去及び処理	6 廃水銀等	・ 廃水銀(特定施設において生じたもの) ・ 廃水銀化合物 ・ 廃水銀(水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの) 「水銀廃棄物ガイドライン」(第4版)(令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。																																																												
	1 施工調査 (1.4.1)	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。 調査範囲 (・ 設計図書すべて ・ 図示 (図面番号:)) 貸与資料 (・ 石綿有無の調査報告書 ・) ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクリライト、アモライト、アソライト、クリソライト、クロソライト、トモライト <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>定性分析 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2</th> <th>定量分析 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> </tbody> </table> 採取箇所 ・ 図示 (図面番号) サンプル数 1箇所あたり3サンプル	材 料 名	定性分析 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																													
	材 料 名	定性分析 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5																																																											
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																											
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																											
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																											
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																																											
2 石綿粉じん濃度測定 (6.1.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定2</td> <td></td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口</td> <td>出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定5</td> <td></td> <td>処理作業室外(敷地境界)</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定6</td> <td>処理作業後(シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後(シート撤去後1週間以降)</td> <td>調査対象室外部の付近 処理作業室外(敷地境界)</td> <td>計 点</td> </tr> </tbody> </table> 測定方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1,2,4,6,7,8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径(mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(L/min)</td> <td>・ 1 ・ ()</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 10 ・ ()</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>・ 5 ・ ()</td> <td>・ 120 ・ ()</td> <td>・ 240 ・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	通用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点	・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点	・	測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点	・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	計 点	・	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	計 点	・	測定7	処理作業後	処理作業室内	計 点	・	測定8	処理作業後(シート撤去後1週間以降)	調査対象室外部の付近 処理作業室外(敷地境界)	計 点		測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5	メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47	試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()	試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()
通用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数																																																										
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点																																																										
・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点																																																										
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点																																																										
・	測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点																																																										
・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	計 点																																																										
・	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	計 点																																																										
・	測定7	処理作業後	処理作業室内	計 点																																																										
・	測定8	処理作業後(シート撤去後1週間以降)	調査対象室外部の付近 処理作業室外(敷地境界)	計 点																																																										
	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5																																																											
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47																																																											
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()																																																											
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()																																																											
3 石綿含有吹付け材の除去・処分 (6.3.2)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 除去工法 ・ 解共仕[6.3.2](1)(7)~(I) ・ 図示 (図面番号:)																																																													
6.3.3	除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ・ 固形化 ・ 湿潤化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化処理)																																																													
4 石綿含有保温材等 (6.4.1)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:) 除去方法 ・ 解共仕[6.4.1](7) ・ 解共仕[6.4.1](I)																																																													
6.4.3	除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化処理)																																																													
5 石綿含有成形板 (6.5.1)	除去対象範囲 ○ 壁及び屋根材																																																													
6.5.3	処分方法(石綿含有せっこうボード) ・ 埋立処分(管理型最終処分場) 処分方法(石綿含有せっこうボードを除く) ○ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化処理) 養生シート等を用いての養生 ○ 行う ・ 行わない																																																													
6 石綿含有仕上塗材 (6.6.1)	除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)																																																													
6.6.4	除去工法 ・ 図示 (図面番号:) 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化処理) ※汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること。																																																													
7 除去等作業の結果報告	除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。																																																													
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工計画調査 (7.1.3)	・ 特殊な建設副産物の調査 調査範囲 図示 (図面番号:)																																																												
	2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> <th>回収及び処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ フロン</td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	回収及び処分	・ フロン		・ ()	・ ハロン		・ ()			・ ()																																																
種類	適用箇所	回収及び処分																																																												
・ フロン		・ ()																																																												
・ ハロン		・ ()																																																												
		・ ()																																																												

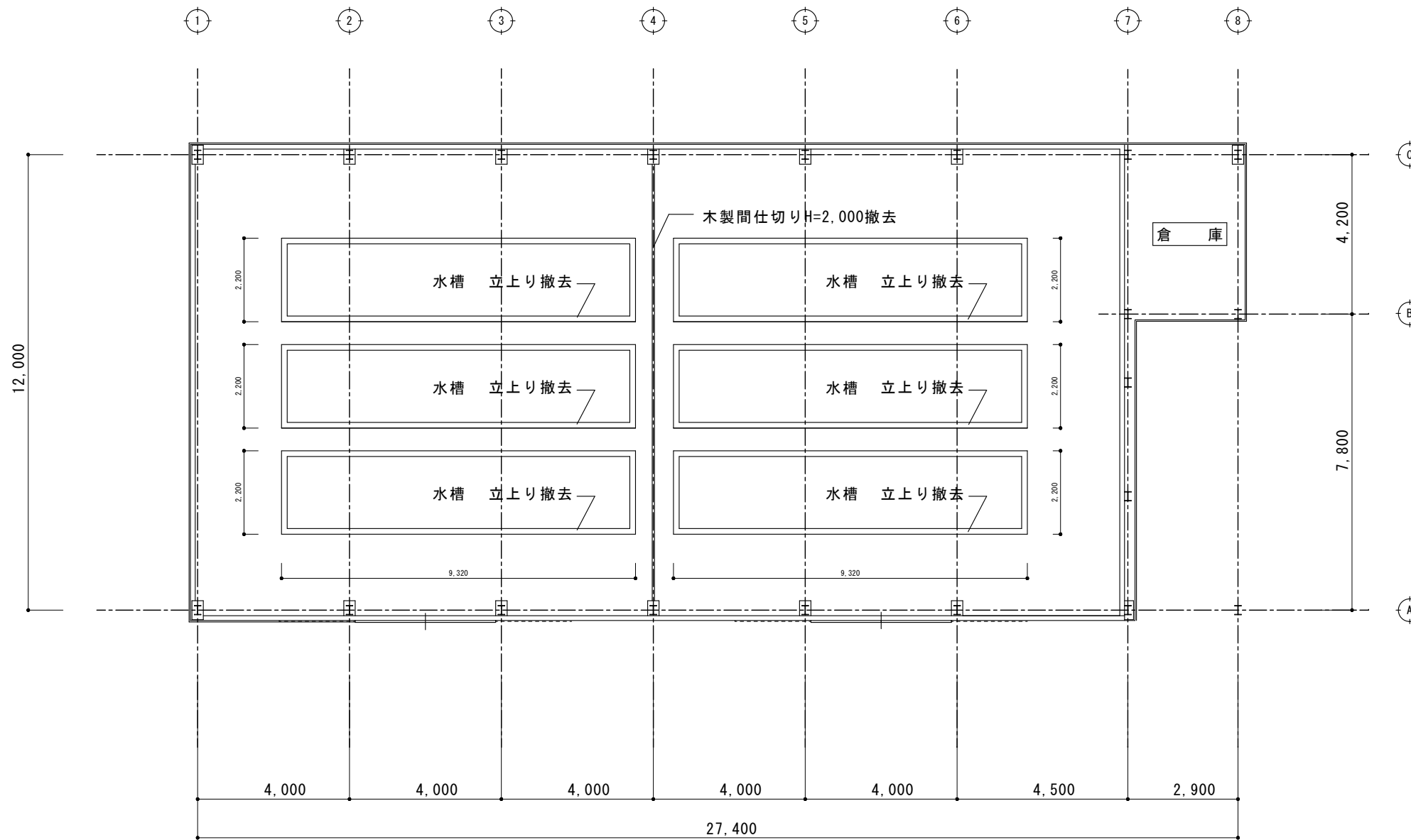


付近見取り図



配置図

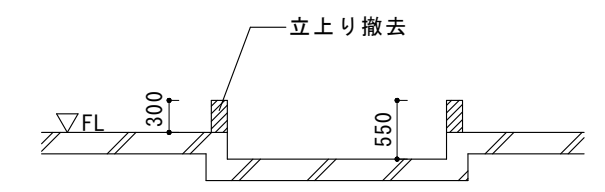
訂正	工事名称 令和8年度 志摩のり人工採苗施設解体工事	設計 志摩市役所	図面名 付近見取り図 配置図	縮尺 A3 : A2×71% S=1/200	図面番号 A-03
----	------------------------------	-------------	----------------------	---------------------------	--------------



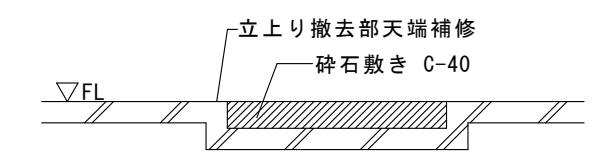
平面図 1/100

特記事項

- ・屋根及び外壁スレートは石綿含有成形板として処理すること
分析調査結果は市より提供する
- ・海水くみ上げポンプは取り外しの上、監督職員へ引き渡すこと
- ・土間コンクリートより下は残置すること
- ・鉄骨柱の撤去は土間コンクリートより上部とし、
アセチレンガス等により切断後天端を補修すること
- ・鉄骨根巻コンクリートは土間コンクリートまで
斫り、天端を補修すること
- ・外周部立上りコンクリートブロックは撤去すること
- ・水槽立ち上がりは撤去すること

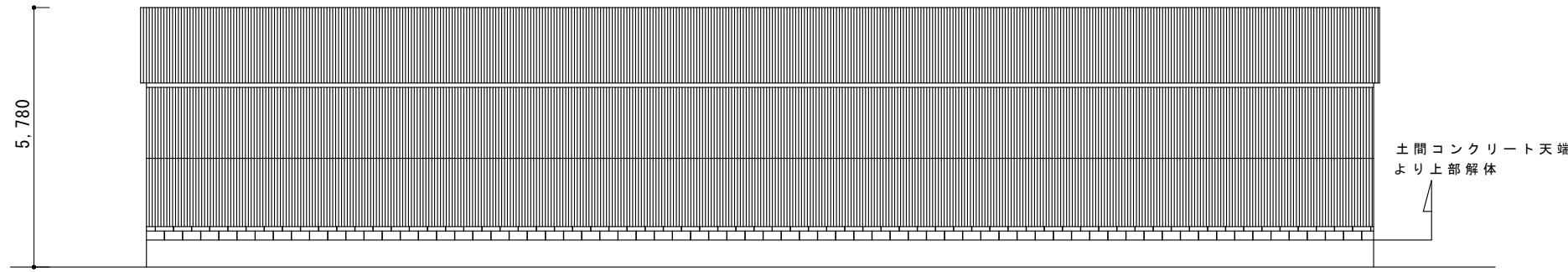


現況図

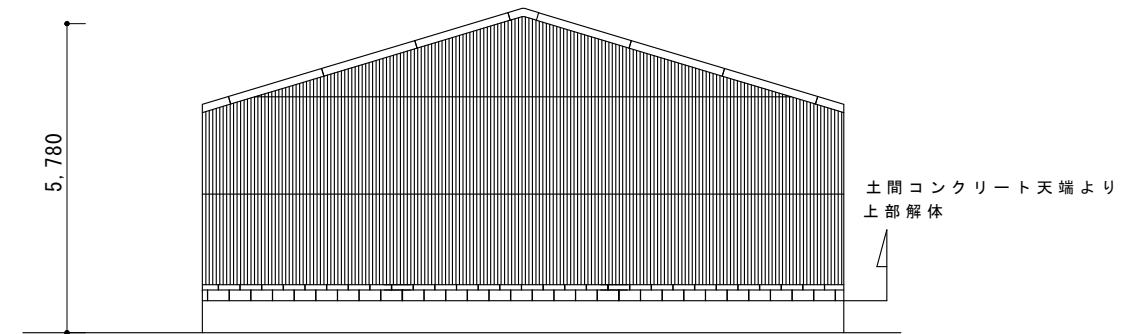


改修後

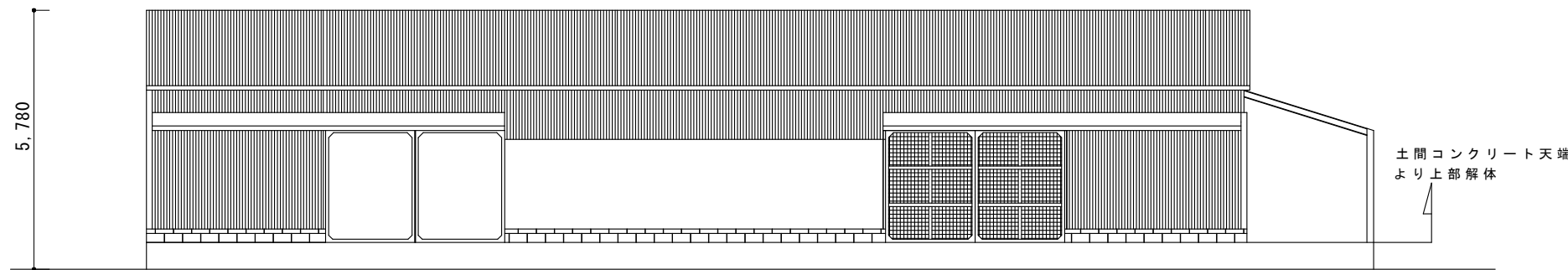
水槽断面図 1/50



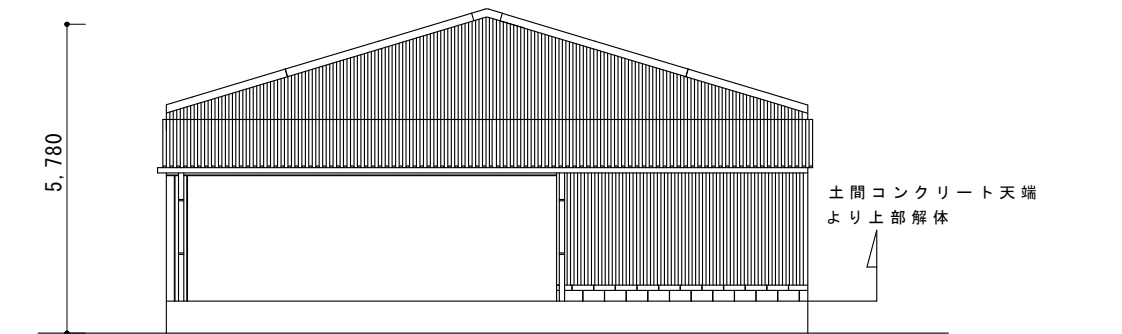
北面立面図



西面立面図



南面立面図



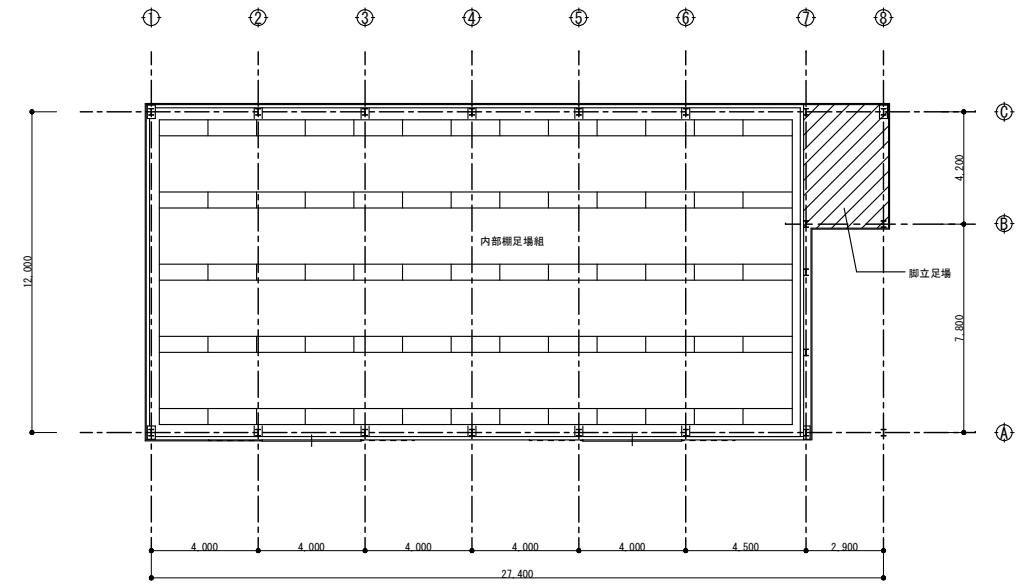
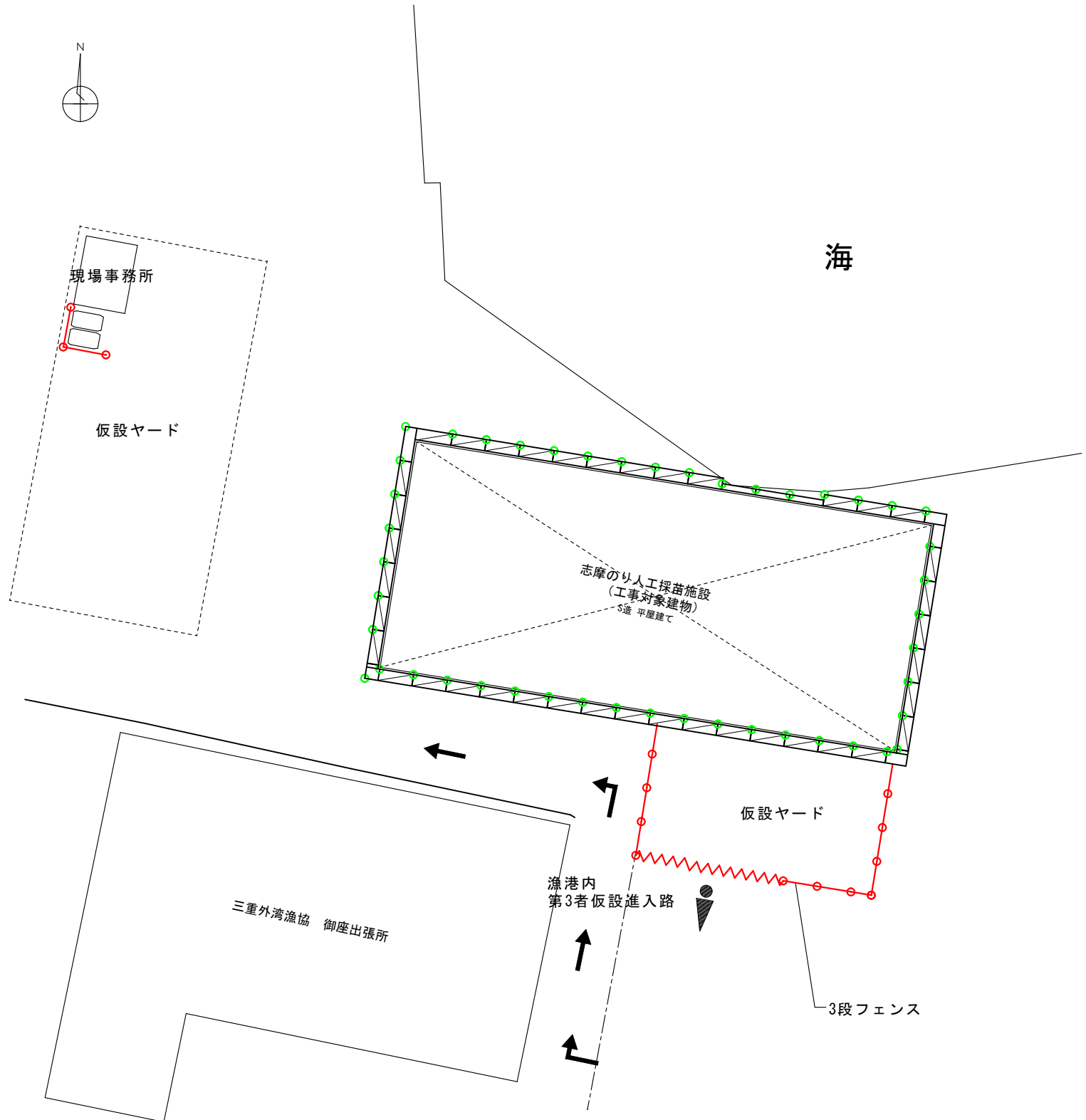
東面立面図

外部仕上表

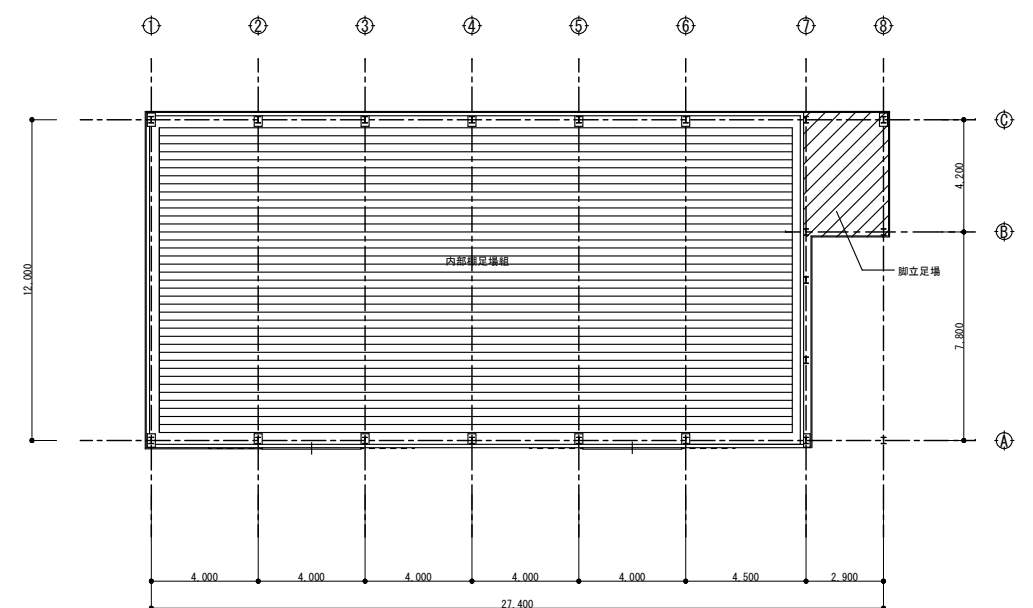
基礎	犬走り:コンクリートコテミガキ 巾木:CB積みH=400					
外壁	波型スレート(石綿含有建材)					
屋根	波型スレート(石綿含有建材) 一部ポリカ波板					
妻鼻隠し	波型スレート役物(石綿含有建材)					

内部仕上表

階別	室名	床	巾木	腰	壁	天井
1階	のり人工採苗施設	コンクリートコテミガキ目地切	CB積み H=400	柱部根巻コンクリート	鉄部アラワシ(柱共)OP	鉄部アラワシ(梁共)OP



棚足場下部図



棚足場ステージ図

- ・ 仮設ヤード設置期間中及び作業中やむを得ず前面道路を封鎖する場合は図示仮設進入路から漁港内へ侵入できるよう配慮すること
- ・ 躯体解体及び解体ガラの搬出作業中は警備員を配置すること

